

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="font-size: small;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目次

告示	ページ
○保安林の皆伐面積の限度 （治山林道課）	1
公告	
○高知県四万十川の保全及び流域の振興 に関する基本条例に基づく重点地域の 指定案の縦覧 （環境共生課）	2
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師 の指定	2
落札公告	
○落札者等の公告 （警察本部会 計課）	2

告 示

高知県告示第387号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成25年度第2次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成25年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林
（単位 ヘクタール）

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	42.02	523.52
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	787.06	193.38

3 安芸川	安芸市 芸西村	282.46	197.36
4 夜須川	香南市	3.84	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	802.57	109.06
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,525.67	89.46
7 鏡川	高知市の一部	164.00	8.94
8 本川地区	いの町の一部	646.58	18.28
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	637.90	127.82
10 新莊川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	123.43	114.72
11 四万十川上流	中土佐町の一部 禰原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,565.89	195.38
12 伊与喜川	黒潮町の一部	48.42	48.64
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,423.07	349.09
14 大方地区	黒潮町の一部	79.34	79.28

15 松田川	宿毛市の一部	125.12	185.94
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	97.62	43.58
17 土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	195.34	164.94
計		8,550.33	2,451.87

2 干害防備保安林

（単位 ヘクタール）

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	10.66
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.78
計		33.86

3 保健保安林

（単位 ヘクタール）

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	69.62
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	57.10
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.98
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	3.90
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計		155.98

公 告

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（平成13年高知県条例第4号）第12条第1項の規定により重点地域を指定しようとするので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、当該指定案を縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間、当該指定案について知事に意見書を提出することができる。

平成25年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 重点地域として指定しようとする土地の区域
高岡郡四万十町のうち四万十川支流中津川流域の大正中津川に該当する土地の区域
- 縦覧図書
重点地域のうち共生モデル地区の指定案
共生モデル地区の保全に関する協定案

- 縦覧場所
高知県林業振興・環境部環境共生課並びに四万十町役場及び同町役場大正総合支所
- 縦覧の期間及び時間
平成25年6月6日（木）から同年7月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第11号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成25年6月3日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の規定に基づく診断のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
上村 直人	国立大学 法人高知 大学医学 部附属病 院	南国市岡豊町小蓮 185番地1	平成25年6月 1日

- 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
下寺 信次	国立大学 法人高知 大学医学 部附属病 院	南国市岡豊町小蓮 185番地1	平成25年6月 1日

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年6月3日

高知県警察本部長 小林 良樹

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - IC用カード基体（優良） 300枚3入 1式
 - IC用カード基体（一般） 300枚3入 1式
 - IC用カード基体（新規） 300枚3入 1式
 - IC化用リボンセット 7種2,000枚 1式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 随意契約の相手方を決定した日
平成25年3月28日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 随意契約に係る契約金額
 - 1箱につき536,760円
 - 1箱につき536,760円
 - 1箱につき536,760円
 - 1箱につき147,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第2号に該当するため